

断事人について

井 上 博 文

はじめに：パーリ律第二結集記事は、比丘たちの諍事を鎮める旨で構成されている。その諍事とは、滅諍健度¹⁾が記す、四種諍事の一つである諍論諍事(vivādādhikaraṇa)に当てはまる。比丘たちにとって諍論諍事は「鎮めるもの」であるので、当事者は滅諍の手続きを行う。それは七滅諍法の一つの現前毘尼が適用されると考えられる。しかし、これが適用された旨が明確に記されているわけではなく、記事の文脈から読み取れるのみである。そこで他律の第二結集記事の構成や立場に着目すると、それぞれに相違点がある。記事構成について、ほとんどの律は十事問題を、ブッダなきサンガがいかに処理するかが主題と言える²⁾。唯一、『摩訶僧祇律』は十事関連の記述がない。また、記事の立場について、パーリ律、『四分律』、『五分律』は「比丘の諍事の鎮圧」であることに対して、『十誦律』や『根本有部律』は「惡法滅除」を主張する。特に『十誦律』は記事名が「七百比丘集滅惡法品」であり、一貫してこの旨が記されている。それでは、なぜこのような相違が発生するのであろうか。本研究では、その問題に対する考察の一環として、断事人(ubbāhikā)に着目する。断事人は『摩訶僧祇律』を除く第二結集記事に登場し、十事問題解決に一役買っている。この断事人は第二結集記事独自の役割ではなく、律の「滅諍健度」に規程がなされている。しかし、この滅諍健度内の断事人の在り方も律ごとにかかなりの相違がある。そこで本研究では、パーリ律と『十誦律』の第二結集記事と滅諍健度の関連を、断事人を通じて検討する。また第二結集記事に十事と断事人を記さない『摩訶僧祇律』の断事人がどのように記されているかも参考にする。

1. パーリ律第二結集記事の諍事鎮圧：パーリ律第二結集記事において、金銀受領をヤサに批判されたヴァッジブッタカ比丘らは、ヤサを懲罰羯磨にかける。そこでヤサはパーテーヤ、アヴァンティ、ダッキナーパタの比丘らに使者を送り、「尊者たちよ、来てください、我々はこの諍事(アディカラナ)を取り上げましょう」と告げる。ここで諍事が発生する。その後、サンガは諍事に判決を出そうと集ま

(252)

断事人について (井 上)

るが、「限りのない言説」が生じる。レーヴァタが自らを含む断事人を選出し、諍事を鎮めることを提案し、パーチーナとパーテーヤから四人ずつ断事人が選出される。そしてレーヴァタがサッバカーミーに律を問い、サッバカーミーは十事を律の典拠を挙げながら、一つずつ適切でないと答える。サンガがそれを裁決し、非法、非律であるとレーヴァタが籌を投じ、終結する。

以上、パーリ律第二結集記事の諍事発生から、鎮圧までの顛末である。記事は全体を通じて比丘の諍事の鎮圧を主眼に描かれている。そして断事人登場とそれ以前の記述は、滅諍健度に沿って諍事を鎮める手続きを取っている。しかし、滅諍健度によれば、断事人が籌を投じて、諍事が鎮圧される旨は記されない。断事人でも鎮圧できなければ、多覓毘尼が適用されると記されている。

2. パーリ律「滅諍健度」の諍事の鎮圧：パーリ律の滅諍健度によると、四種諍事である、諍論諍事 (vivādādhikaraṇa)、教誡諍事 (anuvādādhikaraṇa)、犯罪諍事 (āpattādhikaraṇa)、事諍事 (kiccādhikaraṇa) に対して七滅諍法で処理する。その第一が「現前毘尼 sammukhāvinaya³⁾」である。第二結集記事は vivādādhikaraṇa と見なすことができるので、現前毘尼か多覓毘尼が適用される。現前毘尼は次のような順序になる。①当事者の比丘たちが自ら収束する。できなければ、②より多くの比丘がいる住处に行く。その道中で諍事が滅すれば終了。できなければ、③別の住处に行き、その比丘に滅諍の依頼をする。それでもできず「限りのない言説」が起これば④断事人を出す。ここまでの滅諍健度の流れは第二結集記事と一致する。しかし、断事人を選ぶ際に、第二結集記事はパーチーナとパーテーヤから四人ずつ選出する。しかし、滅諍健度では断事人に選ばれる条件として、比丘が十分⁴⁾ (dasah' āṅgehi) を具足していることのみであり、その断事人によっても鎮められなければ、多覓毘尼が用いられることになる。

比丘らよ、もし比丘がそのアディカラナを断事人によって鎮めることができなかったなら、比丘らよ、その比丘らはその諍事をサンガに渡すべきである。「尊者たちよ、私たちはこの諍事を断事人によって鎮めることができませんでした。サンガはこの諍事を鎮めてください」と言って、比丘らよ、このような諍事を多覓で鎮めることを許す。(Vinaya. II, p.97)

さらにこの多覓の籌を取る者について次のように述べられている。

五分を具えている比丘が籌を取る者となる。(中略) その籌を取る比丘によって籌が取られるべきである。多数の如法説者である比丘たちが説くに従って、そのようにその諍事が鎮められるべきである。(Vinaya. II, p.97)

このようにして五分を具えたものが籌を取る者として選ばれることになる。つまり、断事人と籌を取る者、役割も選ばれる条件も異なる。しかし、第二結集記事では、断事人によって諍事が鎮圧されたのか、否かが不明のまま、その断事人が籌をとって、滅諍完了となる。つまり諍事を鎮めたのは現前毘尼なのか、多覓毘尼なのかの判別が困難である⁵⁾。それではなぜこのような現象が生じるのか。おそらく、第二結集記事には十事も含めて、一定のプロットがあり、記事の制作者は、それと他の犍度部を複雑に関係させながら、構成していったと考えられる。パーリ律第二結集記事の場合、記事の目的が「諍事の鎮圧」と「十事の排斥」と二点あり、十事排斥については、滅諍犍度に指示がないため、これらがうまく融合できなかったと思われる。したがって、同様のプロットがあったとしても、解釈が異なると、記事の立場も異なり得る。この点は、『十誦律』第二結集記事と滅諍犍度部分の断事人の関係を見るとより明確になる。

3. 『十誦律』の断事人:『十誦律』第二結集記事の立場は「惡法滅除」である。惡法とは十事のことである。だからパーリ律のように如法説と非法説に割れる諍事にもならない。しかしなぜか断事人(烏迦鳩羅)が選出される。

大德僧聽。我唱是八人名字。阿盤提達嚩那婆多四客比丘。東方四舊比丘。若僧時到僧忍聽。是八人作烏迦鳩羅。為斷滅僧中惡事故。如是白。(大正 23, p.453b-c)

ここではパーリ律のように「限りのない言説」が生じたからではなく、惡事を滅するために断事人を選んでいる。この後、パーリ律同様、籌を投じて十事否定を結審していくが、一項目ずつに「惡事を滅するため」と付け加える。

それでは『十誦律』の滅諍犍度部分ではどのように断事人が扱われているのか。『十誦律』も他律と同様、四種諍事を出す。鬪諍事、無根事、犯罪事、常所行事である。この中で鬪諍事(諍論諍事)を滅する場合に断事人が出される点、鬪諍事を滅する方法が現前毘尼と多覓毘尼の二種類が示されている点、これらは共通する。しかしこの現前毘尼の中に二種類の断事人が描かれている。

以下では『十誦律』の、鬪諍事の滅諍手順を見る。

鬪諍事。云何以二滅諍事滅。隨以何住處有諍相言比丘。是事付鬪賴吒斷。鬪賴吒比丘。應受此事如法如比尼如佛教滅。若鬪賴吒比丘。能如法如比尼如佛教滅者。是事名滅以一滅諍事滅。謂現前比尼。(大正 23, p.252b)

ここで滅諍をする者として、まず鬪賴吒が出される。この鬪賴吒が滅諍できれば、そこで鎮圧になる。鬪賴吒ができないならば、僧団に託される。そして僧団

が滅諍できなければ、そこで二人の烏迦鳩羅をたてる。それでもできなければ、さらに二人の烏迦鳩羅をたてる。それでもできなければ、再度先の二人の烏迦鳩羅に戻す。またできなければ、僧団、別の近住処の僧団、二人の烏迦鳩羅、さらに二人の烏迦鳩羅、先の烏迦鳩羅、後の烏迦鳩羅、近住処の僧団、某処の大僧団、そこに傳事人をたてる。傳事人ができなければ、某処の大僧団、この中もし多知多識長老比丘がいれば、これまで断事できなかった旨を伝えて、断ずることができるかどうかを問う。できると言えば、期間を約束をする。

以上、多岐にわたる経緯を辿って滅諍に導こうとするが、ここで見られる烏迦鳩羅は役割から見て、第二結集記事のものと同一とは考えられない。また同じ断事人の役割をもつ闍頼吒には一切触れられていない。以上から『十誦律』第二結集記事は滅諍犍度部分の記事の拘束をほぼ受けていないと言える。また、『十誦律』第二結集記事において、断事人が選出され、彼らが籌を投じるという姿はパーリ律に共通する。ただしこの姿は、いずれの滅諍犍度にも記載されていない。この点から、パーリ律と『十誦律』が第二結集記事を、同様のプロットを有しながら異なった立場で描いていたことが考えられる⁶⁾。

4. 『摩訶僧祇律』の断事人：『摩訶僧祇律』第二結集記事は、十事も断事人も登場しない非常に短い記事である。それでは『摩訶僧祇律』の滅諍犍度部分では断事人はどのように記されているのか。『摩訶僧祇律』は経分別部分の「発諍戒」の後に、四種の諍事、すなわち相言諍、誹謗諍、罪諍、常所行事諍と七滅諍法を記す⁷⁾。この内の相言諍がここまで検討してきた vivādādhikaraṇa である。そして相言諍事は三毘尼を用いて滅するそれが、現前毘尼滅、多覓毘尼滅、布草毘尼滅である⁸⁾。ここでいう現前毘尼とは、拘睺彌の比丘が闍諍相言し、ある比丘が世尊に滅諍を依頼する。そこで世尊は優波離に拘睺彌国に行き、現前毘尼でこの諍事を滅するように言った。そして優波離は拘睺彌国に行き、拘睺彌比丘からも諍事を滅するように依頼される。そして世尊に諍事を滅するにはどのような力が必要かを問う。仏は「身力・福力・徳力・辯才力・無畏力」を挙げ、比丘はまず自らこのような力があるかどうかを思量し、この諍事が起こって久しくなければ、この比丘はそこで滅諍すべきである。もし自らその力がないと思い、諍事が起こって久しくなれば、にわかに滅することができないので、大徳比丘を求め、共にこの事を滅するべきである。以下、同様の形式で順番に諍事の滅し方を述べていくが、詳細は紙数の都合上割愛する。しかし、この内容は『摩訶僧祇律』独自のものである。その後断事人は出されるが、これも独自性が強い。

もしこの(諍事)比丘の心意が柔軟して、そこで僧団の断事人は、有事(当事者)比丘に言う。「あなたは今この事を出しなさい」と、この比丘は次のように言う。「私は今この事を出します。願わくは僧団は私のために法の如く、律の如く断じてください」。(大正 22, p.328b)

以上のように断事人の選出については触れられず、僧団に常駐していたかのよう描かれる⁹⁾。さらに別の箇所では瞻波比丘の諍事に対して、仏が優波離を断事人に指名し瞻波国に行かせるために、僧団が羯磨をして選出したという記述がある¹⁰⁾。優波離は先述の拘睺彌国の比丘の諍事においても仏に指名されているため、断事人として適任であったと見られる。また、この優波離が滅諍できないという記述はなく、断事人の滅諍に関する強制力は強かったと考えられる。

以上で考察を終わるが、『摩訶僧祇律』第二結集記事に、なぜ十事問題も断事人も出てこないのかという問題は、極めて重要である。このような断事人の性質の違いや第二結集のプロットを『摩訶僧祇律』がどのように解釈したかを考慮に入れて検討していく必要がある。

-
- 1) Samathakkhandhaka, Cullavagga IV, *Vinaya*. (PTS.) II pp.73-104. 2) 十事については『摩訶僧祇律』を除くすべての律が、自らの部派独自の十事解釈を行った上で、自らの部派の律から該当条文を引用した上で、排斥する。したがって、十事の解釈が異なれば、排斥根拠になる条文も異なる。 3) この現前毘尼等の滅諍法の詳細については過去の研究成果に多くの集積がある。佐藤密雄 [1963]『原始仏教教団史の研究』、平川彰 [1973]「原始仏教教団における紛争解決について」『日本仏教学会年報』39、森章司 [2000]『初期仏教教団の運営理念と実際』、佐々木閑 [1993]「破僧するのに必要な比丘の人数」『渡邊文麿博士追悼記念論集 原始仏教と大乘仏教 上』などが代表的なものである。 4) *Vinaya*. II p.95. この十分については増支部經典に記される断事人の定義にも共通する。(AN. V p.71) 5) この点について N. Dutt [1970] *Buddhist Sect in India* は、パーリ律第二結集記事の検討の中で、首長によってではなく、断事人によって結審されたと述べている。 6) 佐藤密雄氏はこの点について、『十誦律』はこの滅諍犍度部分の断事方式以外に、第二結集記事の八人の烏迦鳩羅法を認めていたとすべきとされる。さらに、第二結集の方が元祖的な原型で、滅諍犍度部分の方が原型がくずれたものとされている。(佐藤密雄 [1963] p.358) 7) 大正 22, pp.327a-328c 8) この点は他律とは異なる。他律では布草毘尼滅は用いられない。 9) この点についてはすでに佐藤密雄 [1963] p.362 でも指摘されている。佐藤氏は『十誦律』の断事人も常駐であったのではないかと述べている。 10) 大正 22, p.443b

〈キーワード〉 断事人, 第二結集, 滅諍犍度

(龍谷大学非常勤講師, 博士(文学))